

令和6年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招 集 年 月 日 令和6年9月18日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和6年9月20日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	大 平 弘 明 君	事 業 理 事 兼 農 林 水 産 課 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君
税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君	住 民 福 祉 課 長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君
多 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君	企 画 商 工 課 長	中 道 隆 介 君	庁 舎 建 設 室 長	山 本 勝 憲 君
建 設 課 長	山 村 輝 明 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君
教 育 次 長	井 手 守 道 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	作 永 善 則 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	山 下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第62号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第63号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第64号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第65号 令和6年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第66号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第7	議案第67号	令和6年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第68号	令和6年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第70号	佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件
日程第10	議案第71号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
日程第11	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦に関する件
日程第12	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦に関する件
日程第13	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦に関する件
日程第14	発議第3号	議員の派遣について
日程第15	発議第4号	議員の派遣について
日程第16	意見書第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和6年9月第3回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第62号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第2号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第62号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第62号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

予算書は次の１ページ目をお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入。９款地方特例交付金、補正額2,141万2,000円、計7,783万3,000円。１項地方特例交付金、補正額2,141万2,000円、計7,783万2,000円。

10款地方交付税、補正額１億3,133万4,000円、計18億8,533万4,000円。１項地方交付税、補正額、計とも同額です。

12款分担金及び負担金、補正額67万9,000円、計3,756万5,000円。２項分担金、補正額67万9,000円、計67万9,000円。

14款国庫支出金、補正額、減額835万4,000円、計16億3,280万8,000円。１項国庫負担金、補正額341万円、計８億4,243万9,000円。２項国庫補助金、補正額、減額1,181万1,000円、計７億8,711万5,000円。３項委託金、補正額４万7,000円、計325万4,000円。

15款県支出金、補正額1,778万7,000円、計５億9,252万円。１項県負担金、補正額14万2,000円、計３億8,727万6,000円。２項県補助金、補正額1,766万7,000円、計1億8,105万1,000円。３項委託金、補正額、減額２万2,000円、計2,419万3,000円。

17款寄附金、補正額1,500万円、計7,500万3,000円。１項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額、減額8,514万円、計8億5,116万1,000円。１項基金繰入金、補正額、減額8,529万1,000円、計８億5,101万円。２項特別会計繰入金、補正額15万1,000円、計15万1,000円。

19款繰越金、補正額２億3,198万円、計３億1,198万円。１項繰越金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額3,115万3,000円、計１億4,540万5,000円。４項雑入、補正額3,115万3,000円、計7,866万2,000円。

次のページをお願いいたします。

21款町債、補正額、減額260万円、計14億4,420万円。１項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額３億5,325万1,000円、計92億5,380万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。１款議会費、補正額、減額42万5,000円、計8,672万9,000円。１項議会費、補正額、計とも同額です。

２款総務費、補正額１億6,157万6,000円、計14億203万6,000円。１項総務管理費、補正額１億6,103万9,000円、計12億7,570万8,000円。２項徴税費、補正額46万5,000円、計7,302万9,000円。３項戸籍住民基本台帳費、補正額９万4,000円、計4,855万6,000円。５項統計調査費、補正額、減額２万2,000円、計92万6,000円。

３款民生費、補正額790万円、計23億6,662万5,000円。１項社会福祉費、補正額434万6,000円、計11億4,466万8,000円。２項児童福祉費、補正額355万4,000円、計12億2,175万7,000円。

４款衛生費、補正額2,198万6,000円、計23億7,204万6,000円。１項保健衛生費、補正額2,453万4,000円、計５億1,577万1,000円。２項清掃費、補正額、減額255万円、計18億4,978万4,000円。３項診療所費、補正額2,000円、計649万1,000円。

６款農林水産業費、補正額３万8,000円、計２億647万3,000円。１項農業費、補正額３万8,000円、計１億9,914万5,000円。

７款商工費、補正額158万9,000円、計9,472万1,000円。１項商工費、補正額、計とも同額です。

８款土木費、補正額、減額2,895万2,000円、計９億1,825万1,000円。１項土木管理費、補正額、減額1,031万9,000円、計１億307万9,000円。２項道路橋梁費、補正額、減額1,500万6,000円、計２億3,243万9,000円。５項都市計画費、補正額、減額329万5,000円、計４億８万6,000円。

６項住宅費、補正額、減額33万2,000円、計9,748万5,000円。

9 款消防費、補正額157万1,000円、計 2 億3,878万9,000円。1 項消防費、補正額、計とも同額です。

次のページをお願いいたします。

10 款教育費、補正額2,349万1,000円、計 7 億8,508万2,000円。1 項教育総務費、補正額2,270万4,000円、計 1 億5,380万2,000円。2 項小学校費、補正額、減額48万5,000円、計 1 億9,300万8,000円。3 項中学校費、補正額93万8,000円、計 1 億85万7,000円。4 項幼稚園費、補正額2,000円、計 1 億2,061万8,000円。5 項社会教育費、補正額24万4,000円、計 1 億7,267万2,000円。6 項保健体育費、補正額 8 万8,000円、計4,412万5,000円。

11 款災害復旧費、補正額354万8,000円、計1,771万1,000円。1 項農林水産施設災害復旧費、補正額354万8,000円、計750万8,000円。

12 款公債費、補正額11万1,000円、計 5 億3,783万2,000円。1 項公債費、補正額、計とも同額です。

13 款諸支出金、補正額 1 億6,081万8,000円、計 2 億1,736万5,000円。1 項基金費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額 3 億5,325万1,000円、計92億5,380万2,000円。

次のページの第 2 表をお願いいたします。

第 2 表、地方債補正。

追加。起債の目的、(災害復旧事業債) 6 年災農地等災害復旧事業、限度額80万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

この災害復旧事業債については、農地 2 件、施設災害が 1 件の分になります。

次に、変更。起債の目的、臨時財政対策債。補正前、限度額1,270万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後、限度額1,490万円、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

臨時財政対策債については、対前年度比で1,830万円の減額となっております。

次に、起債の目的、(公共事業等債) 防災安全対策歩道整備事業、補正前、限度額1,090万円、補正後、限度額530万円。これについては町道神田線、中川原地区の歩道整備工事分でございます。社会資本整備総合交付金の内示額の減に伴う減額ということになっております。

次のページの歳入歳出補正予算事項明細書、1 総括、歳入、歳出については割愛をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、普通交付税の交付決定に伴う追加補正、それから、令和 5 年度決算剰余金の計上、また、過年度分の国県支出金の追加交付及び返還金の計上、それから、人事異動に伴う人件費の計上、それから、基金繰入金及び基金積立金の計上などが、主なものとなっております。

また、新型コロナ定期接種ワクチンの接種費用が、国の再積算により見直されたことによる追加計上も行っております。さらに、先ほど地方債のところでもありましたとおり、本年 6 月の梅雨前線豪雨による農地及び農業用施設の災害復旧に係る事業費を計上いたしております。

それでは、予算書 8 ページをお願いいたします。タブレットについては 9 ページになります。

歳入のほうですけれども、9 款の地方特例交付金、上段にあります中で、説明 2 行目の定額

減税減収補填特例交付金、これについては、当初予算4,000万円を計上しておりましたが、交付決定が6,186万8,000円ということで、今回追加補正をさせていただいております。

それから、中段の地方交付税でございますけれども、普通交付税の交付決定による増額の計上をさせていただいております。交付決定が18億533万4,000円となっております。対前年の当初の交付決定と比較すると、3,492万1,000円の増となっております。プラス2.0%となっております。

それから、次に予算書は13ページをお願いいたします。タブレットは14ページになります。

18款の繰入金でございますけれども、一番上段、5目の財政調整基金繰入金、これについては、今回決算剰余金などによりまして、当初取崩し分の一部を戻すということで、減額の計上をさせていただいております。今回の補正後の現在高でいきますと、12億6,216万9,000円の見込みとなるところでございます。

それから、この繰入金が一番下段にあります、14目の土地開発基金繰入金でございます。今回、歳出のほうでも公有財産購入、一般会計での繰戻しを計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、土地開発基金条例の第6条第1号の規定によりまして「繰り戻すべき財源が他に求められないと認められるとき」ということで、今回、土地取得費と同額の繰入れを計上させていただいております。これを行うことによりまして、補正後の、この土地開発基金の現在高は1億9,620万6,000円ということで、現金分のみが残高ということになります。

次の14ページをお願いいたします。タブレットは次の15ページになります。

繰越金を計上させていただいておりますけれども、この実質収支額については、対前年度比2,003万4,000円の減ということになっております。

それから、ページが飛びまして、予算書は41ページをお願いいたします。タブレットは42ページになります。

41ページ、一番下段にあります財政調整基金の積立でございます。こちらについては、実質収支額の2分の1以上の積立ということで、今回1億5,600万円の計上をさせていただいております。

税財政課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

予算書の10ページをお願いいたします。タブレットにつきましては11ページになります。

まず、歳入のほうでございます。14款国庫支出金2項6目、消防費国庫補助金でございます。消防団設備整備費補助金69万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、要望しておりましたが不採択となったため、皆減するものでございます。

次に、歳出でございますが、先ほど税財政課長からも説明がありましたように、今回、正規職員の給料や手当等の補正予算を行っておりますが、それにつきましては、4月1日付の人事異動に係るものでございます。

それから、次に予算書36ページをお願いいたします。タブレットは37ページになります。

9款消防費1項4目、災害対策費でございます。18節負担金、補助及び交付金の長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業負担金でございます。201万1,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、令和5年度までに老朽化しておりました長崎県防災行政無線の再整備事業が行われております。それに伴いまして、本町に設置されているアンテナ等の設備の更新も行われておりますので、それに伴う負担金として201万1,000円を計上させていた

だいております。

総務課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、予算書12ページ、タブレットは13ページのほうをお願いいたします。

ページの一番下になります。羽ばたけ若者人材育成奨学寄附金でございます。こちらは昨日御説明させていただきました、佐々町出身の方からの寄附金でございます。

次のページをお願いいたします。

12目、奨学資金貸付基金繰入金1,255万4,000円でございます。奨学資金貸付基金の廃止に伴い、一般会計に繰入れするものでございます。

続きまして、その下の13目、羽ばたけ若者人材育成奨学基金繰入金です。210万円。こちらは、現行予算にあります羽ばたけ若者人材育成奨学金へ、基金のほうから繰り入れるものでございます。

続きまして、ページを飛びます、37ページ、タブレットでは38ページをお願いいたします。

事務局費になります。このページの一番下、積立金です。羽ばたけ若者人材育成奨学基金積立2,100万円。こちらは羽ばたけ若者人材育成奨学金の、おおむね10年間分を基金に積み立てるということで、内訳としましては、寄附金から1,000万円、一般財源から1,100万円ということで計上させてもらっております。

教育委員会からは以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、予算書の12ページ、タブレットは13ページを御覧ください。

歳入の17款1項1目のふるさと応援寄附金でございますが、さらなる寄附額、件数の増を目指し、ポータルサイトの追加を行いますので、追加に伴う増額を見込んで計上しております。

続きまして、歳出でございますが、ページ飛びまして、予算書の18ページ、タブレットは19ページを御覧ください。

2款1項6目の企画費の小浦南部地区工場団地土地購入費でございます。平成25年度から土地開発基金で購入を進めております、工場用地の取得費用につきまして、基金への繰戻しを計上しております。

続きまして、2款1項11目のふるさと納税事業費でございますが、歳入でも申しましたが、今後さらに寄附額増加を目指して、ふるさと納税受付用のポータルサイトを4件追加するための費用を計上しております。

ページ飛びまして、予算書の33ページ、タブレットは34ページを御覧ください。

7款1項2目の商工業振興費の空き店舗等活用促進事業補助金でございます。本年度からスタートした本補助事業でございますが、当初予算にて、1件当たり上限50万円の3件の150万円を計上しておりましたが、現在2件の申請がありまして、今後も申請見込みがあるため、追加予算を計上しております。

企画商工課は以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

予算書の26ページをお願いいたします。タブレットは27ページになります。

3款民生費1目社会福祉総務費、12節委託料、地域生活支援事業委託料136万6,000円です。こちら、特別支援学校の通学支援の分となります。4月から、利用者が7名から10名になりまして、3名増えたことによる増額でございます。具体的に申しますと、当初予算では、ジャンボタクシー2台と小型タクシー1台を予定しておりましたけれども、人数が増えましたので、ジャンボタクシーを3台利用することになっております。人数が増えた分と、これまでの実績と年度末までを見込んだ補正となっております。

これに関連しまして、その下の19節扶助費でございます。特別支援学校通学支援移動介護給付費213万6,000円、こちら先ほど申しましたとおり、4月から利用者が3名増えましたので、その分の増額補正となっております。

続きまして、27ページ、タブレットでは28ページをお願いいたします。

3款民生費2目児童福祉措置費、19節扶助費、児童手当、補正額433万円でございます。こちら令和6年10月から、12月支給分からになりますけれども、児童手当の制度が改正となっております。主な制度改正の内容としましては、支給対象の拡大ということで、中学生までの支給が高校生までの支給となっております。それから、2番目の改正として、所得制限の撤廃がっております。それから、第3子以降の全てが3万円の児童手当の支給というふうになっております。今回の補正につきましては、高校生までの支給拡大された分と、年度末までの見込額を計上した分でございます。

住民福祉課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、予算書の9ページ、タブレットのほうでは、10ページのほうをお願いいたします。

14款2項3目の衛生費国庫補助金でございますけれども、今年度からの新規事業で太陽光発電、蓄電池設備の整備に係る補助金ということで、交付金をいただくようになっておりまして、当初、市町への交付金については、国から直接交付決定がなされるということで、この国庫補助金のほうに予算のほう計上しておりましたが、市町交付金については、県による交付決定ということになりましたので、この国庫補助金に計上しておりました予算の全部を減額いたしまして、次の11ページ、タブレットのほうでは12ページになります。中ほどの衛生費県補助金、こちらのほうに組み替えるという予算を、今回補正させていただいております。

なお、この補助金につきましては、今回追加の内示を353万2,000円ということをお願いしております。組替え増額となる額に353万2,000円を加えた1,236万7,000円を、今回補正させていただいております。

あわせて、歳出のほうになりますけれども、29ページ、データのほうでは30ページをお願いいたします。

4款1項3目の環境衛生費の18節の補助金になりますけれども、こちらのほうで追加交付の内示がありました353万2,000円を、補正させていただいております。

それから、30ページをお願いいたします。タブレットのほうでは31ページからになります。

塵芥処理費でございますけれども、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、令和6年7月31

日付で一般職の職員1名が退職しておりまして、当該職員分の人件費関係の予算が減額となっております。

それから、31ページのほうになりますが、12節の委託料、佐々クリーンセンター環境調査業務委託料ということで、30万円の補正を計上させていただいております。こちらが、クリーンセンター場内におけるダイオキシン濃度を測定するための基準値、これを更新するものでございまして、当初、今現在、基幹的設備改良工事のほうを実施しておりますが、この全部が完了した後に、令和7年度に必要になると考えておりましたが、1号炉の竣工・稼働時点で、この基準値の更新測定が必要であるということが分かりましたもので、当該測定業務の追加をするための予算を、今回計上させていただいております。

また、8月20日に開催された総務厚生委員会のほうで、クリーンセンターの維持管理、修繕関係についてということで報告をさせていただいておりました、クリーンセンター工場棟の東西の採光窓の修繕に関しましては、修繕工法等の整理が、この補正までに間に合いませんでしたので、12月以降の補正、又は次年度の当初予算ということで対応をさせていただきたいと思っております。

保険環境課に関しましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、多世代包括支援センター所管の主な予算について説明させていただきます。

歳入予算は14ページ、タブレットは15ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入。説明欄の上から5段目の、令和5年度未熟児養育医療給付費返還金62万5,000円です。これは令和5年度の医療費の支払いにかかります、過誤調整分の受入れになります。

そのことによりまして、今年度、令和6年度の申請分において調整するため、歳入予算9ページ、タブレットでは10ページの未熟児養育医療費等国庫負担金、また合わせまして、歳入予算10ページ、タブレットでは11ページの県負担金のほうを、減額して補正しております。

続きまして、また14ページにお戻りいただきまして、タブレットは15ページをお願いいたします。

説明欄6段目、先ほど税財政課長からの説明にもありました、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金です。この1,992万円につきましては、令和6年度から、新型コロナウイルスワクチン接種が定期化となることに伴いまして、当初、国が接種料を7,000円で見込んでおりましたが、また改めて国の積算により1万5,300円と示されまして、その差額分8,300円を、今年度におきましては、激変緩和措置として国が助成することになりまして、今年度は基金管理団体から町に支払われるため、雑入に計上しているものです。

その歳入予算に関連の歳出予算につきましては、予算書29ページ、タブレットでは30ページをお願いします。

4款1項2目予防費、12節委託料の予防接種業務委託料に同額分を計上しております。

以上、多世代包括支援センターからの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
事業理事兼農林水産課長。

事業理事兼農林水産課長（今道 晋次 君）

予算書32ページになります。タブレット33ページになりますけれども、6目の農業振興費の12節委託料のところで減額78万円。佐々町地域計画目標地図全庁型GIS移行業務委託料ということで、全額補助の業務でありますけれども、これにつきましては、県との調整の中で、農業委員会のタブレット上での管理が可能ということになりましたので、全て減額という形をとらせていただいております。

あと、歳入のほうで67万円の減額をさせていただいておりますけれども、11万円だけが事務費で残って、ということになっているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長、ないですか。（建設課長「はい。」）

あとはいいですね。

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

基金取崩しの13ページと、歳出で公有財産購入費の18ページ、1億3,605万円。私が議員になってから、早めに清算するべきだと言っていた分を、やっと、基金で現金として購入というふうな会計処理と理解しますけれども。確認したいのは、もともと申し上げていた資産価値に変動性があるわけですね、土地は。基本3年以内に清算をするようにというような取扱いになっていたかと思うんですけども、今年度で何年経っているのかという部分を確認させていただいて、当時の取得価額での会計処理というふうに理解しますけれども、財務規則等上の会計処理的には、問題ないのかというのを確認をさせてください。

それと、46ページの会計年度任用職員以外の職員ということで、補正前から補正後4名の職員が減っているというふうに拝見するんですけども、これは4名の退職ということなのかを確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

2点。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

土地開発基金の件でございます。その中の1点目でございますけれども、この分については、最初が平成25年度に基金のほうで購入をしております。現在、令和6年度でございますので、11年になろうかと思えます。

それから、規則上問題がないかというところでございますけれども、土地開発基金条例の施行規則がございまして、その中で、第5条の中に、基金により取得した土地を移管する場合の繰戻し価額は、取得価額とするということで、今回取得した価額で繰戻しをするということで、今回補正予算に計上させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

お尋ねがありました職員数についてですが、こちら、予算ベースの人数で計上をさせていただいておまして、4名減少した内訳といたしましては、途中退職が3名、採用予定だった職員を1名採用しなかったことによって、4名の減となっておりますのでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

11年経過していると。土地開発基金のやつは、一応、原則上3年以内で清算するような取扱いになっていると思いますけれども、税財政課長がおっしゃられた、原則取得価額でというのは、やはり元々の3年以内の会計処理を行うという取扱いのもののルールだというふうに、私は認識しているんですけども。それが11年経つということで、かなりのタイムラグが発生しているということで、大丈夫なのかというのを確認しておりますので、会計処理上ですね。そこを再確認させてください。

それと、当初予算ベースでの3名退職と1名が採用しなかったということで、近年、若い方の早期退職が散見されますもので、そこら辺、理由的な部分については、種々、個々にあられるとは思いますが、昨今、社会的にも問題になっている様々なハラスメントとか、そういった課題があつての退職等ではないのかとか、そういった総務、人事管理としての、管理というか、そこら辺の聴取というか、調査はされているのかなというのを再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

土地開発基金の条例施行規則に、議員おっしゃられるとおり、繰戻し期間は3か年以内とすると記載があります。その後、ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、期間を延長することができるという、ただし書もありはするところでございますけれども、この規則の第5条にのっとり、今回は、繰戻し価額は取得価額とするという、この条文をもって同額を計上させていただいておりますのでございます。

この土地開発基金については、以前も、前からございますけれども、事例とすれば、神田の工場団地のほうは、平成9年度に購入され、平成24年度で繰戻しをされておりますけれども、この時にも取得価額で繰戻しをされたということになっておりますので、規則にのっとり取得価額で繰戻しをするというものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の退職者の件についてですが、私も令和5年度から総務課長になりましたので、令和5年度で、今年度の退職者についてしかお答えはできませんけれども、退職するまでに、いろいろお話を聞いたりして、その結果、退職をされたりしておりますので、今回退職された方については、ハラスメント等の理由で退職に至ったものではないと考えております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

以前の例を出されましたけれども、やはり原則、3か年以内にしないと、地価公示価格も、上がるときもあれば下がるときもあるわけです。やっぱりそういった資産価値に変動性があるということで、最長というような形の中の3か年以内というような、そもそも論があるんじゃないかなと思うんです。

だから、そこんところは、やはりいかんせん11年経過しているということで、7年、8年ですよね。そこに整合性がとれなくなる場合も、大きく変わるという場合も想定できますから、今後の会計処理としましては、やはり3か年以内のルールは守っていくというような、会計処理は守っていくべきじゃないかというのを、意見として言わせていただきたい。

もう一つ、職員の早期退職関係の部分については、ハラスメント等の問題等による早期退職ではありませんよというのは、調査していますよということだったんで、社会的にもそういったのが課題として上がっていますので、それぞれの職員に寄り添うというか、相談窓口とかそういったところも、人事担当部局としては、相談しやすい環境づくりというか、そういったものは整えていただいておりますので、せっかく有能な職員が入ってきていただいておりますので、頑張ってもらって、佐々町の力になっていただきたいと思いますので、その点は、今後ともそういった人事管理に努めていただければということ、意見として申し上げたいと思います。

以上。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長もいいですか。

何も答弁いいですか、2人とも。（税財政課長「はい。」総務課長「はい。」）

分かりました。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

前段で、今、土地開発基金についてはお尋ねがありましたので、そのほかの件についてお尋ねしていきたいと思います。

11年経過した小浦の工場団地の件なんですけれども、要は条例施行規則どおりの手続をとられているということは理解いたします。私も前回の決算の審査で、これを理由に反対しておりますので、1つは解決されていくのではないかと思います。

それで、あとは主管課に戻したところが管理していくわけなんですけれども、以前は、このお金を使って事業をする場合は、佐々町土地開発公社、そういうことで、期間が限られた事業をして、管理しとったんです。そのお金で戻しとったわけです。さっき同僚議員が言った3年以内に手続をとって。でも、今回はそういうことで、処分という形で計上をなさっていますから、それはそれでよしとして、あと管理するほうとして、担当が変われば、あとはずっと分らなくなるもんですから、公社経営のような土地の管理をされていくのか、そこら辺はどのように考えておられるのか。ずっと職員は替わっていくもんですから、主管課長さんも、追跡していかんばもんですから、それをお尋ねしたいのと。

当初買った、平成25年当時の、図面でも結構なんですけれども、これが当初買った、あと単発でずっと買っていった土地が多分あるかと思いますけれども、最近議員になられた方が分かり

ませんし、私も経過が経っていますから分かりません。

ですから、図面の中に、何年度購入の地番が幾らで、これは幾らだった、その次、何年度は、面積はいくらで、図面の1枚で分かるような資料を、きょうとは言いませんので、決算が来週からありますけど、初日でもいただければと思いますので、それは要望しておきます。

それと、先ほど予算書の9ページに、地球温暖化とか、そういうことで、脱炭素にかかる国の補助金から県の補助金に変わったので、組み替えたという説明がありました。

その中で、今募集している期間だと思いますけども、大体何人ぐらい申込みがあっているのか、10月か、9月ぐらいまで募集をされているようですので、状況が分かれば、それをお聞きしたいと思います。

ちょっと確認なんですけど、当初予算に、予算書の9ページに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、国の分、10分の10が883万5,000円って減額になっているんですけども、ちょっと予算書を見てみたら、857万1,000円であったもんですから、私が見間違いかも分かりませんが、その差が50万円ほどあったもんですから、それをちょっと確認しておきたいと思います。

あと、空き店舗も聞きたいけど、いいです。2点お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

太陽光、蓄電池設備の補助金交付金の関係で御質問いただいた分ですけども、まず、今現在の実績、交付決定した件数が現在9件、額にしまして843万9,000円の決定を行っておりまして、補正前の予算残で、39万6,000円の残となっております。

それから、予算の計上に関してですけども、令和6年度の当初予算のほうで、857万1,000円を計上させていただいておりまして、6月の補正予算のほうで、県の交付内示が、当初がちょっと減ってくるだろうという予想で、要望額よりも少ない額を交付予定ということで予算化しておりましたが、要望額100%ということで内示をいただきましたので、その差額を6月に26万4,000円補正しまして、今回の補正前の額883万5,000円ということで、予算計上させていただいておったところです。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

須藤議員さんの御質問の、小浦南部地区工場団地の件でございますが、管理に関しましては、今後、企画商工課のほうで管理を行うことにしております。

それから、図面に関しては、準備をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

小浦の工場団地につきましては、議員の皆様方、また町民の皆様方に、大変御迷惑をおかけしているわけでございます。

これは平成25年に購入したということで、これは、このときに小佐々の工場団地、今、自動

車の工場があるわけでございますけど、県のほうで一斉に工場団地を募集した、公募した時に、本町も手を挙げて、誘致をしたいということでやったんですけど、私のほうが落選をいたしまして、小佐々のほうが当選をしたという経緯でございまして、そのままずっと今やっていたわけでございますけど、その中に先ほど、この前も、令和3年の平田議員からの御質問にもありますけど、ずっとSSKの土地が主な土地でございまして、その中にまだ個人の土地が何筆かあるということで、今、企画商工課のほうで用地買収を行っていただいて、全筆を買い取るようにしたいと考えているわけでございます。

全体的に25万7,425平米あるということでお聞きしておりまして、あと4万5,000平米程度の買収地が残っているということで、今、用地買収を企画商工課のほうで行っていますので、その買収が終われば、先ほど須藤議員がおっしゃいましたように、公社なりにして、どうするのかというのは、利用方法を考えなければならない。現状は、まずは一般会計で残しておいて、それで早くそれを行って、全体的に全地を買収してから、その後に公社に移すということで、今後、早くこの土地の利用を考えなければならないと思っていますので、御理解をいただければと思っています。どうぞよろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。

あと4万5,000平米ほど残って、目標がいつになさっているのか分かりませんが、また6月以降も再出馬なさって、仕事を仕上げるという意欲は見えませんでしたので、結構でございます。

それから、あと、税財政課のほうにお尋ねしたいんですけども、前々から基金の整理をお願いしとったから、今回していただいて本当に助かっております。

あと残ったのがそれぞれあるわけですけども、町内公民館建設基金とか、実際使われているのがどの程度あるかは、今日お尋ねしませんが、ここら辺についても手を入れていただければと希望しておきたいと思います。

先ほど、もう一つ、12ページに羽ばたけ若者人材育成奨学寄附金が1,000万円あって、それを積み立てて、残りを一般財源から1,100万円ほどというお話があったんですけど、予算書に210万円ほどしか、今回、そこら辺ちょっと分かれば、1,000万円がポッてくるのかなと、私思ってたもんですから、そこら辺どうなってるのかなと思って、もう少し説明いただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

羽ばたけ若者人材育成奨学基金の資金の、予算の流れについてでございます。

まず、予算書の37ページ、タブレットで38ページのところになりますが、こちらのほうで2,100万円、基金のほうへ積み立てをしております。こちらは、まず寄附金から1,000万円をこちらのほうに積み立てると、それから1,100万円については一般財源で、合計2,100万円をまず基金へ積み立てるという形になります。

それでページ戻っていただきまして、13ページになります。

こちらにある13目の羽ばたけ若者人材育成奨学基金繰入金、こちらのほうは、積み立てました2,100万円から、この210万円分を現行予算にある羽ばたけ若者人材育成奨学金へ、本年度の

予算に充当するために、基金から繰り入れるという形をとっているということでございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

11時5分まで暫時休憩といたします。

（10時57分 休憩）

（11時04分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番議員、先ほどの羽ばたけ若者人材育成奨学基金の回答は、ようございますか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

はい、分かりました。

税財政課長のなんか方針とかあれば。ほかの基金の整備の問題で。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。教育次長は。

それしか用意してないって言うておられる。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

よかとよ。税財政課長に聞いて。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

基金の整理につきましては、全体的に統合であったり整理とかを、現在検討中でございますし、政策調整会議にも議題を出して、今検討を行っているところでございます。

これについても引き続き、そういう、整いましたら、委員会のほうにお示しをして、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんか。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

先ほど多世代包括支援センターから説明がありました、新型コロナワクチンの件なんですけども、新型コロナワクチンのワクチン確保事業助成金が——（議長「永田議員、すみません、何ページかちょっとと言っただけですか。」）14ページの新型コロナワクチンの接種助成金が、

国からの補助が増えて、1万5,500円のうち7,000円を想定していたものが、8,500円足りなくなった分を国が補填すると、今年度については、というような説明であったかというふうに思います。

それで、お伺いしたいのは、10月から新型コロナワクチンの接種というのは、希望者のみということになって、希望者ということになって、自己負担が発生するというところになっているわけですが、これについては、要するに財源としては国が全額補填するのであれば、無償にしてもよいのではないかなというふうに思いましたが、そのあたりがどういうふうになっているんだろうかということについて伺いたいと。

もう一点は、金額僅かなんですけども、10ページの——（議長「タブレットの10ページですね。」）タブレットの11ページの消防費国庫補助金を皆減したということで説明がありました。これは、要望したけども不採択になったので皆減したということだったんですが、これは何を要望されて、なぜ認められなかったのかということについても、お答えいただきたいと。

以上2点です。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

永田議員からの御質問につきまして、先ほどの説明で、当初7,000円の新型コロナワクチン単価を国のほうが示しておりまして、それにつきましては、町のほうが財源を組むということになっております。

今回補助のほうで、1万5,300円になるということで、その差額8,300円につきまして、国のほうが助成するということになりましたので、その7,000円分については、町の財源をもともと必要としますので、その3割方で自己負担というものを想定しておるところであります。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

ちょっと2問目まで行きますね。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の予算書10ページの消防団設備整備費補助金ですが、ちょっと不採択になった理由まではちょっと、こちらも把握しておりませんが、要望しておりました内容といたしましては、予算書の36ページ、タブレットの37ページをお願いいたします。

3目の消防施設費と4目の災害対策費の財源の内訳のところに、国庫支出金の減額の55万円と減額の14万7,000円とございますが、こちらを合わせた69万7,000円が減額となっておりますのでございます。

それで、災害対策費の救助用ボート購入44万2,000円、こちらは補助がつかなかったということで皆減しておるんですけども、もう一つ消防施設費のほうで、第1分団の小型の可搬ポンプを購入予定にしておりますが、そちらに充当を予定しておりましたが、そちらの充当をやめにしまして、ただ、可搬ポンプにつきましては、購入の緊急性がありますことから、補助はつきませんでした。今回購入する予定としておるものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

2 問目のほうは分かりましたが、ボートについては、今後購入はしないということなのか。それとも再度申請をして、次年度以降で買うというふうにすることなのか。そのことについていかがかということと。

それから、予防接種のことは、私もちよっと仕組みがよく分かってないんですけども、私、理解していましたのは、要するに新型コロナワクチンについては、65歳以上の方や、それから不安のある方については、いわゆる申請すれば無償ということになるのか。要するに全額有償というか、自己負担が7,000円程度発生するというふうに理解していたんです。それは、対象者によっては町が負担しますと。要するに本人負担はありませんということになるのか。そのあたりのほうをちょっと聞きたかったんです。要するに国が全額補填するんやったら、無償にしていいいんじゃないかというふうに、私考えたもんですから、そのことをちょっと聞きたかったということです。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

説明が分かりづらく申し訳ありません。

この新型コロナウイルスワクチンにつきましては、昨年度の特例措置から、今回、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられております。インフルエンザ同様、B類の中に組み込まれておりますけども、これにつきましては定期予防接種B類に関する予防接種の分につきましては、費用が市町村の支弁ということで、予防接種を受けた者からの実費徴収が可能という種類のものになります。

当初7,000円という想定で実施していた分につきましては、町が支出するものでありまして、これに基づいては、対象者がインフルエンザ同様、65歳以上と、60歳から65歳未満の手帳1級程度の身体障害者の方ということに限られておりまして、希望者というよりも、その限定になっておるところでもありますけども、その方につきましては費用負担というのは、町のほうの設定で徴収が可能ということで、その3割程度ということで費用の想定をしておるところです。（永田議員「個人負担は発生するのかって聞いてるんです。」）はい、個人負担が発生するように考えているものです。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（11時13分 休憩）

（11時16分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

休憩をいただき、申し訳ありませんでした。

私の説明のほうに誤りがありまして、当初の予算のほうで5,000円の予算を、町としては7,000円の、もともとの金額、価格につきまして5,000円の予算を町が組み、個人負担を2,000円取って7,000円という単価に設定しております。

生活保護等の方につきましては、実費負担はないようにしておるんですけども、それに今回の8,300円のほうが追加されるという考え方になります。1万5,300円は、トータルかかるようになります。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の救助用ボートにつきましては、来年度も補助金の要望をさせていただきまして、改めて計上させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません、ちょっとなかなか、もともと新型コロナワクチンの予防接種の10月以降については、もともと2,000円の自己負担があったと。計画していたと。総額は、もともと7,000円程度というふうに考えていたんだけど、実態は1万5,300円かかるということで、残り8,300円足りなくなるので、その分について国が出しますと。だから、町としての取扱いの基準というか、そういったものが変わりませんというのが正しい、そういう理解でよろしいわけでしょうか。（多世代包括支援センター長「お願いします。」）了解しました。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

7番。

7 番（永安 文男 君）

予算書の33ページ、先ほど企画商工課のほうから説明がありました、商工業振興費の負担金、補助及び交付金の中で、空き店舗等活用促進事業補助金の150万円の関係で、ちょっと御説明が、現在2件で、今後追加の申請の見込みがあるというようなことで説明がありましたけれども、これにつきまして、以前から中央商店街の関係についての店舗が、主として政策的に進められておったと思うんですけども、町内全域でそれぞれ空き店舗が発生していくと思うんですけども、その辺の部分も含めての見込み関係を計上されているのか。

それからあと、グレード的に、その見込みの協議経過というんですか、そこら辺を、確認ですけども教えていただければと。簡単に結構ですのでお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今御質問の空き店舗等活用促進事業補助金でございますが、こちらのほう、最初の質問のほう、町内全域の空き店舗を対象としております。

2つ目のほうは、状況でよろしかったですか。（永安議員「はい。」）状況は、今2件の応募があつております。それと今後、今、相談を受けておりますのが、もう4件ほど入っておりますので、今、商工会を通じて交渉をしているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。全域ということで、それぞれ北部とか南部にも空き店舗の状況がある状況ですね。そういうのを、やっぱり掘り起こしも必要かと思いますので。

それから、あと、状況といいますか、4件ほどの協議経過が話されましたけれども、その分で先ほど聞いたのは、グレード的に財政的な問題とかいろんな、主には商工会が直接担当しながらやっているということですかね。あとはもう協議経過を見守るしかないという状況。（企画商工課長「はい。」）確認です。すみません。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第62号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第63号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第63号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第63号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。4款県支出金、補正額18万9,000円、計10億1,766万円、1項県補助金、補正額、計ともに同額です。

6款繰入金、補正額、減額646万1,000円、計1億3,582万8,000円、1項他会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

7款繰越金、補正額1,620万1,000円、計1,620万2,000円、1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額992万9,000円、計13億8,457万3,000円。

歳出。1款総務費、補正額37万6,000円、計1,359万1,000円、1項総務管理費、補正額43万7,000円、計1,017万7,000円、2項徴税費、補正額、減額6万1,000円、計320万7,000円。

4款保健事業費、補正額、減額2万7,000円、計2,565万1,000円、1項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

5款基金積立金、補正額810万1,000円、計810万4,000円、1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

7款諸支出金、補正額147万9,000円、計250万3,000円、1項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額992万9,000円、計13億8,457万3,000円。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については、説明を割愛させていただきます。

3ページ目を御覧ください。タブレットについては4ページ目になります。

1目の保険給付費等交付金ですけども、限度額認定証の様式、こちらのほうがマイナ保険証への移行に伴って、様式の変更がございます。これに伴う国保のシステム改修に係る費用の分を交付いただくものと、会計年度任用職員の共済保険料率の改定、それから国保制度の普及パンフレット、収納率向上のためのチラシ、こちらの執行残の減額を含めた18万9,000円を、今回補正させていただくようにしております。

それから、6款1項2目の基金繰入金でございますが、令和5年度の実質収支の繰入れに伴いまして、基金の繰入れの額のほうを減額するということで調整のほうをさせていただいております。

その下、7款1項1目のその他繰越金については、令和5年度の決算剰余金ということで、繰り入れるものでございます。

それから、歳出のほうでございますけども、5ページをお願いいたします。タブレットのほうでは6ページになります。

5款1項1目の財政調整基金積立金でございますけども、決算剰余金の2分の1以上の積立

てということで、810万1,000円を財政調整基金のほうに積立てさせていただいております。

その下の7款1項5目と7目につきましては、令和5年度の各事業の事業実績、事業費の確定に伴います交付金の償還金ということで、今回補正させていただいているものになります。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今回の補正に直接というわけではないのですが、私はこの間ずっと一般質問等でも、いわゆる子どもの均等割の負担について、それは大変不当ではないかということで、大きな世論を受けて、国も半額を助成するという措置を取ったわけですが、それが残りの半額については、町で負担してはどうかということをずっと、国保で負担してはどうかということをずっと一般質問では述べてきたんです。そのことについては、町長からは、このことについては「要望はしていくけれども、町として対応するつもりはない。」というお話であったんですが、そのお考えは今もお変わりありませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

2分の1は国のほうですということ、その残りの2分の1を地方公共団体でやってくれということ、やるということはまだ決めていないわけですが、町として今のところ、半分を負担するっていうのは考えていないということで、御理解をいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

私どももやはり国のほうに、全体について要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

そもそもこの制度そのものが、いわゆる国保の家庭に生まれた子どもだけが、新たな別段の税金を取られるという、そういう性格でもあるわけです。国保税ですから。

一般の健康保険、一般の協会けんぽとか、そういう家庭の子どもたちにはかからない税金なんです。税金なんです。だから、これはおかしいでしょう。どう考えても不公平でしょう。それは、子どもたちだけでなく親もかかるわけですが、扶養の家族なんかにかかるわけですが、それはおかしいでしょう。

しかも、その子育て支援というこの世論の中で、やっぱりこれに対して全く放置するという、おかしいでしょうということについては、町長もそのことについては、是正したいというお考えはおありのようなんですけども、ただ、それがなぜできないのか。金額は、少なくとも就学前の子どもたちの分だったら、50万円そこそこですよ、55万円ぐらいだったと思うんですけども、それぐらいの負担で解消できるわけです。

まずは、就学前の子どもまで、できれば18歳まで、これ拡大していこうじゃないかというこ

とで、私はずっと、子育ての3つのゼロのうちの1つだというふうに申し上げているのは、そういうことなんですけども、そのことについて、改められるというか、再度検討するというお考えがないかということをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
まずは、私はもう国のほうが、子育て支援ということであり、医療費、それ全額を見るのが当たり前じゃないかと。やはり我々、金額的にはそんなにないと思うんですけど、やはりそれをまずしてから、町に持っていくんだらう。町もいろいろ、永田議員は税金を負担するということでおっしゃっていますけど、私どもはその税金というか、それはもう別にいろいろな考えもありますので、どうしても負担というのは、なかなか今のところ厳しいわけでございますので、我々としましては、町村会とか市長会とか、いろいろな面を通じて、国にも働きかけていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）
これは、私が申し上げているのは、まさに緊急避難的なところだけでもできないのかということなんです。要するに小学校入学前の子どもたちについては、少なくとも国保税については、半額は国が負担しているわけですから、残りの半額は町で負担すべきではないかと。今の制度を変える必要はないわけですから、それについては、是非やるべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑。
6番。

6 番（阿部 豊 君）
質疑というか確認をさせてください。予算の見方、つくり方で、繰越金なんですけど、1,620万1,180円と思うんですが、計で1,620万2,000円になるもので、一般会計でいえば、3億1,198万947円で3億1,198万円で計上されているものですから、1,000円の処理の仕方ってところが、これでいいのかなと思って、確認です。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいでしょうか。いいですか。暫時休憩しましょうか。はい、暫時休憩します。

（11時34分 休憩）
（11時35分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

議員御指摘のとおり、令和5年度の繰入れ、実質収支の額と今回の補正額を比較した場合に、補正後の額というのが、ちょっと1,000円ずれてきてしまうんですけども、令和6年度の当初予算に存目計上しておりました1,000円、こちらのほうを今回の補正にちょっと考慮することができず、こういった補正額になっております。申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

修正はすると。そのまますると。
暫時休憩します。

（11時35分 休憩）

（11時36分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

度々お時間をいただきまして、申し訳ございません。

本来の予算の在り方といたしましては、御指摘のとおりでございますが、一応、今後、12月の補正以降、他の予算の補正等も含めて、そこら辺の調整というのは、今後させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番議員、そういうことでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。（阿部議員「はい。」）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

反対討論を行います。

先ほど来、質疑で行いましたけれども、やはり今の国保の問題というのは、国保は財政運営上は大変厳しい問題を持っているわけですが、制度上からも、あるいは今の、これまでの運営上からも、大変負担が大きい制度になっているということを再三申し上げてきたんですけども、なかなかそれは改善されないということについては、私はそういう姿勢であれば、この予算にそのまま賛成というわけにはいかないということを申し上げて、反対というふうにいたしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

2 番。

2 番（川副 剛 君）

賛成討論いたします。

国民健康保険制度は、社会全体で支え合う制度であり、適切な補正予算であります。よって、賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第63号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、本案は可決されました。

— 日程第4 議案第64号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第64号 令和6年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

1ページを御覧ください。タブレットでは2ページとなります。

第1表、歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。3款国庫支出金、補正額10万4,000円、計2億9,161万2,000円、5項国庫補助金、補正額10万4,000円、計6,511万6,000円。

5款県支出金、補正額5万2,000円、計1億9,358万6,000円、2項県補助金、補正額5万2,000円、計645万円。

6款繰入金、補正額5万2,000円、計2億4,307万4,000円、1項一般会計繰入金、補正額5万2,000円、計2億1,307万4,000円。

7款繰越金、補正額3,421万2,000円、計3,421万4,000円、1項繰越金、補正額、計とも同額

です。

8 款諸収入、補正額76万4,000円、計109万7,000円、3 項雑入、補正額76万4,000円、計109万4,000円。

歳入合計、補正額3,518万4,000円、計13億8,094万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。4 款基金積立金、補正額2,198万円、計2,198万3,000円、1 項基金積立金、補正額、計とも同額です。

5 款地域支援事業費、補正額27万円、計5,058万9,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額27万円、計2,562万1,000円。

7 款県支出金、補正額1,294万2,000円、計1,319万3,000円、1 項償還金及び還付加算金、補正額1,279万1,000円、計1,304万2,000円、2 項繰出金、補正額15万1,000円、計15万1,000円。

8 款予備費、補正額、減額8,000円、計233万2,000円、1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額3,518万4,000円、計13億8,094万2,000円。

次のページをお願いいたします。

第1 表、歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。

歳入。2 款繰入金、補正額、減額35万8,000円、計ゼロ、1 項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

3 款繰越金、補正額93万3,000円、計93万4,000円、1 項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額57万5,000円、計251万8,000円。

歳出です。1 款事業費、補正額 1 万4,000円、計192万7,000円、1 項包括的支援事業費、補正額、計とも同額です。

2 款予備費、補正額56万1,000円、計59万1,000円、1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額57万5,000円、計251万8,000円。

次の4 ページをお願いいたします。タブレットでは5 ページとなります。

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）、1、総括につきましては、説明を割愛させていただきます。

それでは、保険事業勘定の歳入から説明いたします。

今回の補正の主なものは、令和5 年度決算の確定によるものとなります。

歳入の5 ページを御覧ください。タブレットでは6 ページとなります。

こちら、地域支援事業費の人件費増に伴う歳入補正を、それぞれ計上しております。

続いて6 ページ、タブレットでは7 ページ。

7 款繰越金です。1 目の介護給付費負担金等繰越金の補正額1,223万4,000円は、国庫負担金等の翌年度精算に伴うものとなりまして、8 ページ、タブレットでは9 ページになりますけれども、7 款の諸支出金にあります精算に伴う返還分となります。

次に、同じく7 款繰越金2 目その他繰越金2,197万8,000円は、7 ページ、タブレットの8 ページになりますけれども、4 款基金積立金の財政調整基金への積立金分となります。この積立てによりまして、財政調整基金の現在高は、令和5 年度末の1 億37万4,000円が1 億2,235万2,000円となりますが、現予算では基金繰入金3,000万円を計上しておりますので、これを差し引きますと9,235万2,000円となります。

続いて歳出です。7 ページです。タブレットでは8 ページになります。

7 款諸支出金の3 目、償還金です。こちら、先ほど説明いたしました国庫負担金等の翌年度精算に伴う返還金と、それから令和4 年度以前の地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫負担金等の返還分が、主な補正となっております。

この過年度返還金に伴う一般会計へ戻す分として、9 ページ、タブレットでは10 ページです。7 款諸支出金の1 目、他会計繰出金に計上しております。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（サービス事業勘定）、1、総括につきましても、説明を割愛させていただきます。

11ページ、タブレット12ページを御覧ください。

歳入です。こちら、令和5年度の決算剰余金93万3,000円を、3款の繰越金に計上し、これに伴い、2款繰入金を皆減としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

確認なんですけれども、タブレットの資料6ページで、介護給付費負担金等繰越金ということで1,223万4,000円ということですが、これについては、いわゆる国の負担金の使い残しということなんでしょうか。それで、それを返還するというので、次のページの7ページの償還金の1,279万1,000円という、このあたりに入るということの理解でいいのかですね。

その際に、もしそうであれば、差額が55万7,000円ぐらいあるんですけれども、それは何かということ伺いたいということです。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

介護給付費の負担等につきましては、国と県と支払基金の分があるんですけれども、こちら給付費の見込額に対する交付額となっておりますので、実績額が確定した後に、翌年度に精算するというので、過不足分を返還又は追加交付という仕組みになっておるんですけれども、先ほど申された差額分なんです、その差額分につきましては、令和4年度以前の地域支援事業の分の再確定に伴う返還分が、そちらの金額となっております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。

これから採決を行います。議案第64号 令和6年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

多少早いようでございますけれども、1時まで暫時休憩いたします。

（11時49分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第5 議案第65号 令和6年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第65号 令和6年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページめくっていただいて、1ページ目お願いいたします。タブレットのほうでは2ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。3款繰入金、補正額13万円、計5,632万3,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

4款繰越金、補正額100万6,000円、計100万7,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額113万6,000円、計2億741万9,000円。

歳出。1款総務費、補正額13万2,000円、計217万6,000円。1項総務管理費、補正額13万2,000円、計164万6,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額100万5,000円、計2億476万円。1項、補正額、計ともに同額です。

4款予備費、補正額、減額1,000円、計18万1,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額113万6,000円、計2億741万9,000円。

次の2ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については、説明を割愛させていただきます。

次の3ページ目を御覧ください。

歳入予算になります。

3款1項1目、事務費繰入金ということで13万円繰り入れておりますけども、次のページ、歳出のほうの1目一般管理費の通信運搬費として繰り入れる分の13万円になっております。

今年度、更新保険証をお送りする際に、マイナンバーのお知らせということで、被保険者の皆さんに、マイナンバーの番号下4桁を表示した書面を送る関係で、特定記録郵便ということで郵送をしておりますが、この特定記録郵便の基本料金部分というのを、当初予算に計上しておりませんでしたので、この分を今回補正させていただいております。

それから戻りまして、歳入の繰越金でございますけども、令和5年度の実質収支額、決算剰余金ということで、繰越金として歳入予算に補正を入れております。

それから、4ページの2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますけども、繰越金、こちらのほとんどが保険料分ということになりますので、こちらのほうを納めるための保険料分を、今回補正させていただいております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

確認なんですけれども、今回たまたまなのか、繰越金が100万6,000円ということで、納付金が100万5,000円の補正ということで、1,000円しか変わらないんですけれども、そこが同じになるというのは、何かそういう仕組みになっているんですかね。要するに、そことの関連があるのかということについて伺いたいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

後期高齢者医療の保険料につきましては、その全部を広域連合のほうに納付金ということで納付させていただきましたけども、繰越金で繰り越してまいりました、この今回の補正額の100万6,000円ですけども、こちらのほうが、出納整理期間中の保険料、それから執行残といったところでの予算のほうになってまいりまして、これも例年と同じようにですけども、保険料分ということで令和6年度に繰り越しまして、そちらの納付金のほうに予算を計上し、納付をするというような手順になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

要するに考え方としては、その繰り越された分は全て保険料だと、ほとんどが保険料だということで理解すればいいということですね。（保険環境課長「はい。」）分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第65号 令和6年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第66号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第66号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、予算書1ページ、タブレットは2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。4款繰入金、補正額、減額56万1,000円、計831万2,000円。1項他会計繰入金、補正額2,000円、計649万1,000円。2項基金繰入金、補正額、減額56万3,000円、計182万1,000円。

5款繰越金、補正額112万4,000円、計112万5,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額56万3,000円、計1,286万4,000円です。

続きまして、歳出。3款基金積立金、補正額56万3,000円、計56万4,000円。1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額56万3,000円、計1,286万4,000円です。

続きまして、2ページ、タブレットは3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については、割愛させていただきます。
続きまして、3ページ、タブレットは4ページをお願いいたします。
歳入にあります、5款繰越金の確定に伴うものが、補正の主な内容となりまして、歳出にありますとおり、その2分の1を基金に積み立てるものとなります。
また、そのことに伴い、財政調整基金繰入金については減額補正しております。
説明は以上で終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第66号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第67号 令和6年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第7、議案第67号 令和6年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）
それでは、補正予算書の1ページ、タブレットにつきましては2ページを御覧ください。
今回の補正につきましては、異動に伴うもの、それから共済負担金、退職手当組合負担金の率、負担割合の変更に伴う補正をさせていただいている、これのみとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第67号 令和6年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第68号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号） —

議長（淡田 邦夫 君）
日程第8、議案第68号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第68号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、予算書につきましては2ページ、タブレットにつきましては4ページを御覧ください。

まず、支出でございます。こちらも異動に伴いますもの、それから共済負担金、退職手当組合負担金の率の変更、負担割合の変更を行っております。

それと、令和5年度に正規職員1名減となっておりましたところが、令和6年4月1日に正規職員が配置されたことに伴いまして、会計年度任用職員を雇用するのを中止いたしましたので、会計年度任用職員に係る人件費については、皆減させていただいているところでございま

す。

これに伴いまして、1ページ戻っていただきまして、収入のほうになります。

資本費繰入収益の一般会計補助金、これ基準外ですけども、それと、通勤手当の減額に伴います、消費税の還付金の減額の補正をさせていただいているところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第68号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の説明のため、暫時休憩とさせていただきます。

（13時18分 休憩）

（13時42分 再開）

— 日程第9 議案第70号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第70号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

次のページに履歴書を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第70号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第10 議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第1号 朗読）

次ページに履歴書を添付していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり
適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号に対する議会の意見は、適任とすることに決
定いたしました。

— 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第2号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり
適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号に対する議会の意見は、適任とすることに決定いたしました。

— 日程第13 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第13、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第3号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号に対する議会の意見は、適任とすることに決定をいたしました。

— 日程第14 発議第3号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第14、発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第3号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第3号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第15 発議第4号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第15、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第4号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第4号議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第16 意見書第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第16、意見書第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（意見書第1号 朗読）

可決されましたら、下記の機関へ送付することになります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

提出者から意見がありましたら許可します。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

6 番、阿部です。毎年というか、6 月定例会及び9 月定例会のタイミングで、この意見書を継続的に出させていただいております。国の、年末までの財務省、各省間の最終的な協議が行われるタイミングということで、そのタイミングにしております。

意見書の採択を行う目的は、各地方議会から地方財政の重要性を、直接国に訴えることにあります。総務省担当者など、予算案を編成する際は、こうした地方意見書の集まり具合にも注目しているといいます。地方自治に対する視点を、自治体側が強く持っていることの裏づけとしても、大変重要でございます。

各議員、皆様の御協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、総論的には賛成なんですけども、一つだけ、意見書の案の3 項目めに、下から2 段目にありますが「また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税へ税源移譲を行う」というふうになっているところが、ちょっと気になりまして。消費税はそういう偏在性は低いんですけども、逆に言うと逆進性は高いわけですから、そういった意味では、その逆進性の高い消費税については、基本的にはやっぱり少なくしていくというか、今の時期、消費税をやっぱり減らすことが重要じゃないかというふうに、片方で要求しているところもありますので、可能であれば、そこら辺の文面を若干調整して、採択という形にできればというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

ここに書いている国税4 税の件なんですけども、現行の地方交付税率では、この国税4 税のうち所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%が、地方財源として確保されるというような内容になっています。消費税のうちですね。そのうち、地方交付税の財源として、されていると。

この消費税の中に占める地方交付税率、地方財源として捉える部分を上げてほしいという内容ですので、消費税自体をとやかく申して、税率を上げろという話ではございませんので、現行の消費税のうちの19.5%が、地方交付税の財源として国が割り当てていると、その割当ての率を上げてほしいというような趣旨の内容でございますので、消費税率云々という内容ではございませんので、御理解いただければと。（永田議員「わかりました。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出については、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出については、可決されました。

事務局から関係機関へ、別紙意見書を送付させていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

（14時05分 散会）